

## 基準7 学生支援等

### (1) 観点ごとの分析

観点7-1-①： 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

#### 【観点到係る状況】

年度始めに学科別ガイダンスを行い、クラス担任が『学生便覧』（別冊資料A）・『授業計画（シラバス）』（別冊資料D）などを用いて、履修に関する指導を行っている。前期・後期終了後、学生の単位取得状況一覧表がクラス担任へ配布される。クラス担任はこれをもとに学生一人ひとりの履修計画の相談に応じている。また、社会人入学生、留年生、及び復学者には、クラス担任が個別に相談に乗り、履修計画の手助けを行っている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

年度始めに学科別ガイダンスを行い、履修方法、科目選択上の注意事項を詳細に説明している。また、2年後期の初めには、学生一人ひとりの履修登録を見て、登録された科目の単位を全て取得した場合に卒業要件を満たすかどうかをチェックして、単位不足が予測される場合には、追加履修登録をさせている。その結果、学生の勘違いや単位の計算間違いによる卒業延期は起こっていない。

また、社会人入学生、留年生、及び復学者には、クラス担任が個別に履修計画の指導を行っている。これらのことから、授業科目の選択の際のガイダンスは適切に実施されていると判断する。

観点7-1-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、進路・学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

#### 【観点到係る状況】

クラス担任制やオフィスアワーの設定により、学生ニーズの把握に努めている。さらに、平成19年度からは、卒業時満足度調査(基準6で既出の別添資料6-1-③-1)も実施して、この結果を踏まえて、学生への進路・学習相談、助言、支援のあり方を見直している。

進路(就職)に関しては、1年生の後期から就職ガイダンスを開催し、就職への動機付けや心構えなどを指導している(別添資料7-1-②-1、7-1-②-2参照)。個々の学生に対しては、進路支援委員とクラス担任、及び就職担当の事務局職員、あるいは卒業研究の指導教員が密接に連携して、随時学生の進路相談に応じている。また、就職資料室を設置し、企業からの会社案内パンフレットを置くと共に、求人情報は学内のデータベースサーバに掲載し、インターネットを利用して随時、最新の求人情報を得られるようにしている。

また、各種資格の取得希望者に対しては、受験料を教育後援会から補助するなど積極的に支援し、多数の学生がさまざまな資格を得ている。

学習相談や助言に関しても、教員のオフィスアワーをシラバスに掲載して、オフィスアワーを中心にに応じている。また、電子メールでの質疑応答、クラス担任による個別相談などでもきめ細やかな対応をしている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

クラス担任制やオフィスアワーの設定により、きめ細やかに学生のニーズの把握に努めている。また、卒業時

満足度調査(基準6で既出の別添資料6-1-③-1)を実施し、学生のニーズ把握に努めている。

進路に関しては、求人情報、編入学情報をインターネットによって提供し、進路支援担当事務職員とクラス担任、進路支援委員、その他卒業研究担当教員などが学生の相談に随時対応して、助言を行ったり、模擬面接、履歴書や小論文の添削などを行っている、例年、就職希望者の就職率は高く、また四年制大学や専門学校、外国の大学などへの編入学希望者の合格率も高い(基準6で既出の別添資料6-1-④-1)。全学挙げての各種資格取得の奨励は、学生の学ぶ意欲を引き出していることも見逃せない。

学習相談や助言については、オフィスアワーの設定・電子メールの活用・クラス担任制などで対応している。

これらのことから、進路・学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

**観点7-1-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。**

該当なし。

**観点7-1-④： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。**

#### 【観点に係る状況】

本学では身体に障がいのある学生を、事前相談によって受け入れるようにしている。

また視覚障がい者の受験希望に際して、受け入れ態勢を検討したことがある。しかし、その視覚障がい者は受験せず、これ以外には重度の視覚・聴覚障がい者が受験を希望した事例が無いこともあって、特別の学習支援体制は整備していない。

本学で特別な支援を要する学生といえば、さまざまな悩みを抱えて就学困難に陥った学生であり、こうした学生への学習支援体制は講じている。学生の多くは、保健以外の諸問題も保健担当の事務職員(看護師有資格者)に相談することが多いので、保健担当事務職員はクラス担任教員・学科長と必ず連携を取るようにして、講義やゼミ、演習などにおいて教員が適切に指導するようになっている。また必要があれば学生部長・学長も加わって、教育上の問題処理に当たるようになっている。以上の手順は申し合わせ(別添資料7-1-④-1)に定められており、この申し合わせに基づいて学生への学習上の特別支援を行っている。例えば、卒業研究における教員と学生の齟齬があった場合に、この体制の中で問題解決をした事例がある。

#### 【分析結果とその根拠理由】

特別な支援を必要とする学生に対しては、保健担当事務職員や健康相談医、臨床心理士などによる相談・面談のほか、それと連携してクラス担任や学科教員が個別指導や助言を行っている。こうした体制が有効に働いた結果であろう、これまでに就学困難を理由にした退学者は殆どいない。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援が適切に行われていると判断する。

**観点7-2-①： 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。**

## 【観点に係る状況】

学生の自主的学習を支援するための施設として、本学では附属図書館、情報処理自習室1室、和室、学生ホールがある。また、ゼミ室5室、情報処理演習室2室や講義室、その他の実習室も授業で使用していない場合は、学生に開放している（別添資料7-2-①-1：「授業以外でのパソコンの利用について」）。学生の19時以降や休日の施設利用は規程に基づいて認めている（別冊資料A：『学生便覧』3-5頁「施設の利用方法」）。

## 【分析結果とその根拠理由】

学生が頻繁に利用する施設は、附属図書館（開館時間は9時～19時）と情報処理自習室、及び情報処理演習室2室、その他の実習室である。施設利用時間は休日を除き、8時30分～19時までとしているが、時間外利用希望が多いので、時間外利用申請をすることによって、平日は21時まで、休日は8時30分～21時までの利用を認めている。

これらのことから、自主的学習環境は整備され、効果的に利用されていると判断する。

**観点7-2-②： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。**

## 【観点に係る状況】

本学では、学生自らが組織し活動する学生自治会が設置されている（別冊資料A：『学生便覧』73頁「学生自治会会則」）。学生自治会は学生の自主的総意に基づいて組織・運営され、新入生歓迎スポーツ大会や大学祭の運営、サークル（クラブ）活動補助金の配分などを行っている。大学は自治会活動に対して、教育後援会からの活動補助金を渡すとともに、厚生委員会や事務局が必要に応じて助言などを行い、自治会の活動を側面から支援している。

クラブ活動の顧問には本学の専任教員が就いて、活動への助言や支援を行っている（別添資料7-2-②-1：「平成20年度クラブ役員一覧表」）ほか、学外の指導者によるクラブ活動指導も行われている。

こうしたクラブ活動の目標や励みになるようにと、毎年夏季休業中に、6つの体育系クラブによる三重短期大学との交流戦を実施している。

## 【分析結果とその根拠理由】

学生の自治活動やサークル活動が円滑に行えるように、クラブ室、学生ホール、和室、グラウンド、テニスコート、体育館などの学内施設を設けている。また学生の自主的活動のために、厚生委員会や事務局は、教育後援会に理解を求めて、活動資金の援助を要請している。こうしたことから、とくに運動系のサークル活動は盛んで、別添資料7-2-②-2にあるような活動実績を残している。また、学生自治会活動に積極的に取り組む学生も少なく、主な役員は毎年の卒業式の際に学内表彰（桃林賞）を受けている（別添資料7-2-②-3参照）。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

**観点7-3-①： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメントに関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。**

## 【観点に係る状況】

平成19年度から卒業時満足度調査（基準6で既出の別添資料6-1-③-1）を実施し、学生の生活支援等に関する学生のニーズを調査している。

学生の健康に関しては、年に一度、4月に健康診断を実施している（別添資料7-3-①-1）。異常が認められた学生に対しては、再検査、さらに治療が必要な者に対しては通院等を勧めるなど、厚生委員会が中心になって学生の健康管理に配慮している。また、平成21年度には、岐阜市とタイアップしながら新型インフルエンザ対応マニュアルを作成した。学生の健康相談については、保健室に常勤の看護師を一人置いて対応し、また月に2回健康相談医（精神科医師）によるカウンセリングを受けられるようにしている。平成18年度からは、臨床心理士によるカウンセリングを月に2回実施して、心の悩みを抱えた学生に対して、適切なケアができるように努めている（別添資料：7-3-①-2）。

学生の進路相談については、就職資料室を設置し、クラス担任・進路支援委員・就職担当の事務局職員などが協力し合いながら、随時対応している。

学生からのハラスメントの相談については、相談員を2名（教員1名、事務局職員1名）置いており、さらにこの問題を検討・処理する委員会を設けて、対処する体制をつくっている（別冊資料A：『学生便覧』17-18頁「ハラスメント」、別添資料7-3-①-3：「ハラスメント防止等に関する規程」）。

#### 【分析結果とその根拠理由】

各種相談窓口を整備し、学生の相談に対して、迅速かつ適正に対応できるようにしている。

過去3年間の保健室の利用人数、学生の相談件数、カウンセリング実施の状況は別添資料7-3-①-4に示すとおりであり、健康と心の悩みに関する相談体制は機能していると判断する。

学生の生活支援等に関する学生のニーズの把握については、従来、個々の教職員が学生から直接聞き取ることが主であり、ある程度学生のニーズを把握できていたと考えるが、平成19年度から学生卒業時満足度調査（基準6で既出の別添資料6-1-③-1）を実施して、より正確なニーズを把握する体制を作った。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズは適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメントに関する相談・助言体制も整備されて、機能していると判断する。

**観点7-3-②： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生等への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。**

#### 【観点に係る状況】

学内施設はバリアフリー化されている。平成12、13年度に、車いすを必要とする学生が在籍していたが、教室移動、障がい者用トイレの整備など、施設的には対応できるようになっている。しかし、現在にいたるまで、視聴覚障がい者などの特別な支援を必要とする者が受験を希望する事例がないこともあって、そのような学生への学園生活上の支援体制の整備は殆ど進んでいない。

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学は、学内施設をバリアフリー化して、一部の特別な支援が必要と考えられる学生に対しては、支援体制を整えているが、視聴覚障がい者などに対する特別な支援体制は殆ど整備されていない。

**観点7-3-③： 学生の経済面の援助が適切に行われているか。****【観点到係る状況】**

奨学金の申請などに関しては、入学当初のガイダンスにて、周知を図るとともに、希望者に対しては説明会を開催している。

過去5年間の日本学生支援機構奨学金の貸付実績は、別添資料7-3-③-1に示すとおりである。

また、本学には、授業料等減免・免除制度があり、学生からの要望に応えられるようにしている（別添資料7-3-③-2：「授業料等減免取扱要綱」）。平成20年度に1名がこの制度により授業料を減免されている。

留学生に関しては、平成19年度に入学した留学生（中国人）が、私費外国人留学生学習奨励費（日本学生支援機構）及び外国人留学生奨学金（財団法人 岐阜県国際交流センター）の給付を受けた。

学生のアルバイト斡旋については、本学に寄せられた情報を掲載した台帳を事務局に置き、学生が自由に閲覧できるようにして、アルバイト従事を支援している。

**【分析結果とその根拠理由】**

過去5年間の奨学金の貸付実績は別添資料7-3-③-1に示すとおりであり、奨学金希望者は全員給付を受けている。また、本学には授業料等減免・免除制度があり、これを利用している学生もいる。ただし、基準によって希望者すべてが利用できるわけではない。平成19年度に入学した中国人留学生は、私費外国人留学生学習奨励費及び外国人留学生奨学金の受給を受けたが、応募の際に、大学として申請手続きを支援した。また、経済的理由からアルバイトを余儀なくされる学生に対しては、事務局にアルバイト台帳をおき、学生からの相談に対処できるようにしている。

以上のように、学生の経済面に対する援助は、おおむね適切に行われていると判断する。

**（2）優れた点及び改善を要する点****【優れた点】**

オフィスアワーを設けているが、時間外であっても学生の相談には積極的に応じている。教員及び進路支援担当の事務職員は、適切な助言を与えたり、模擬面接や履歴書・エントリーシートの添削などを実施している。編入学希望者には小論文の添削なども行っている。

学生の健康相談については、保健担当事務職員（看護師有資格者）が親身に対応している。また、健康相談医（精神科医師）と臨床心理士によるカウンセリングを定期的実施しており、心の悩みなどを抱えた学生に対するケアをこまめに行っている。

また、施設全体がバリアフリー化されて、車椅子の学生への受入れ態勢はできている。

**【改善を要する点】**

卒業時満足度調査を実施し、学生のニーズ把握に努めて、できることから改善はしているが、学生に対してその結果を知らせるまでに至っていない。さらに、在学生のニーズを把握するためのアンケートの実施も必要であると考えている。

### (3) 基準7の自己評価の概要

本学の学生支援体制は、施設的にも教職員の支援体制も充実しているといえる。

施設では学生の自習室などの自習環境や保健室などの健康保全施設、就職資料室、体育施設、自治会室やクラブ室など、必要な支援施設は完備しているといつてよい。

また支援体制も、少人数の学生を教職員が対応するということからきめの細かな支援が可能であり、クラス担任、保健担当事務職員（看護師）、進路支援担当事務職員、クラブ・自治会顧問、進路支援委員会、ハラスメント防止委員会などがそれぞれに学生支援にあたっている。

学習支援の面では、年度始めの学科別ガイダンスでは全体的に、2年生後期の履修登録時には個別的に、履修計画の指導を行っている。オフィスアワーの設定・電子メールの活用・クラス担任制などでその他の学習相談に応じている。附属図書館、情報処理自習室などにより、学生の自主的学習環境も整備されている。

進路に関しては、求人情報、編入学情報をインターネットにより開示し、進路支援担当事務職員とクラス担任、進路支援委員、その他の教員が学生の相談に随時対応して、助言を行ったり、模擬面接、履歴書や小論文の添削などを行っている、例年、就職希望者の就職率は高く、四年制大学への編入学希望者の合格率も高い。また、全学挙げて各種資格取得を奨励しており、就職活動を側面から支援している。

学生のサークル活動や自治活動については、クラブ室、学生ホール、和室、グラウンド、テニスコート、体育館など学内施設の充実を図っている。また、クラブ顧問による支援体制も組んで、課外活動が円滑に行われるように支援している。

学生の生活支援等に関するニーズの把握については、個々の教職員が学生から直接聞き取ることに加え、平成19年度から学生卒業時満足度調査を実施して、制度的にニーズの把握ができるように努めている。さらに在学生のニーズ把握のためのアンケート調査実施を行っていく必要がある。また、アンケート結果と大学側の対応を学生に公表して、把握したニーズを確実に改善に結び付けていく努力も必要である。

学内施設はバリアフリー化されおり、平成12年には車椅子を使用する学生を受入れたが、無事に卒業している。

学生の経済面での援助としては、日本学生支援機構奨学金の貸与が主である。また、授業料等の減免・免除制度もあるが、いずれも学業成績による基準によって希望者すべてが利用できるわけではない点が、検討すべき問題点かと思われる。